

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例（平成19年10月17日京都市条例第19号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）

地域体育館として京都市右京地域体育館（以下「右京地域体育館」といいます。）を設置することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 右京地域体育館の位置は、次のとおりです。

京都市右京区太秦下刑部町12番地

- 2 右京地域体育館の使用料は、次のとおりです。

区 分		単 位	使 用 料
体 育 室	全 面 使 用	1 時 間	1,200 ^円
	部 分 使 用		市長が定める。
会 議 室			500
付 属 設 備		市長が定める。	

備考 施設を3時間を超えて使用する場合は、この表により計算した額に1.5を乗じて得た額とします。

- 3 右京地域体育館において行う事業、その開館日及び開館時間等については、従前の地域体育館と同じです。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

なお、使用の許可の申請その他右京地域体育館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年10月17日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第19号

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例

京都市地域体育館条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市山科地域体育館の項の次に次の1項を加える。

京 都 市 右 京 地 域 体 育 館	京都市右京区太秦下刑部町12番地
---------------------	------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可の申請その他京都市右京地域体育館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)